

# 住居基本法施行規則

2015年12月23日 国土交通部令第261号 新規制定  
2018年2月9日 国土交通部令第491号 最新改正

所管：国土交通部住宅政策課

**第1条（目的）** この規則は、「住居基本法」及び同法施行令で委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第2条（住居総合計画に反映されるべき所管別計画書等）** 「住居基本法施行令」（以下「令」という。）第2条第2項による所管別計画書は、別紙第1号書式によるものとし、同条第4項による住宅資金調達計画書は別紙第2号書式によるものとし、同条第5項による住宅建設事業計画は別紙第3号書式による。

**第3条（住居政策に関する協議範囲）** 令第4条第1項第三号の「国土交通部令で定める事項」とは、法令に規定された事項のほか、住宅の建設・供給及び管理過程に対する制限及び規制に係る事項をいう。

**第3条の2（住居実態調査調査員証）** 「住居基本法」第20条第5項による証票は、別紙第4号書式による。

[本条新設 2016. 7. 20]

**第4条（住居福祉専門人材の採用・配置）** 国家機関、地方自治体及び公共機関は、「住居基本法」第24条第3項により第16条第2項各号の業務を遂行するための住居福祉専門人材を採用及び配置しようとする場合には、採用評価基準に同条第1項による住居福祉関連公認民間資格所持者に対する加算点等の採用優遇条件を含めなければならない。

## 附 則<国土交通部令第261号、2015. 12. 23>

**第1条（施行日）** この規則は、2015年12月23日から施行する。

**第2条（他の法令の改正）** ～ 略 ～

**第3条（他の法令との関係）** この規則施行当時他の法令で従前の「住宅法施行規則」又は

その規定を引用した場合、この規則の中にそれに該当する規定があるときは、従前の規定を交代してこの規則又はこの規則の該当規定を引用したものとみなす。

～ 略 ～

**附 則<国土交通部令第 491 号、2018. 2. 9>(都市及び住居環境整備法施行規則)**

**第 1 条 (施行日)** この規則は 2018 年 2 月 9 日から施行する。

**第 2 条** ～ 略 ～

**第 3 条(他の法令の改正)** ～略～

**第 4 条** ～ 略 ～

**[別紙第 1 号書式] 住居総合計画書** ～ 略 ～

ないし

**[別紙第 4 号書式] 住居実態調査調査員証** ～ 略 ～

(以 上)